

障害者差別解消法等周知啓発動画作成業務委託企画提案に関する質問書の回答

	質問項目	質問内容	回答
1	動画の内容について	動画の中に制度のポイントを解説するテキストもしくはナレーションを入れようと考えておりますが、埼玉県内の専門機関に依頼したほうがよろしいでしょうか。	必ずしも埼玉県内の専門機関に依頼する必要はありませんが、契約後の協議や校正の段階で、当課から専門機関に内容を確認する場合がございます。
2	7 企画提案書等の提出について	応募資格に(7)過去2年間において、国、地方公共団体との間で、本事業と同種かつ同規模程度以上の契約を誠実に履行した実績を2回以上有する者であること。とありますが、他県で福祉事業所の商品開発等事業の一環として動画制作を実施しています。差別解消事業ではありませんが、応募資格に当てはまりますでしょうか？	「本事業と同種」とは、映像制作業務を指します。障害者差別解消に係る業務実績がなくても、事業の目的を理解いただければ問題ありません。